

# 業 務 仕 様 書

- 1 業務名 西宮の沢児童会館灯油漏洩汚染土処理業務
- 2 履行場所 西宮の沢児童会館（札幌市手稲区西宮の沢 2 条 4 丁目 5 番 35 号）
- 3 業務内容 別添 1「西宮の沢児童会館油汚染調査報告書」に示された調査結果に基づき、汚染状況を解消するため、油が残存する汚染土について掘削し、有機生分解性粉末油吸着材を混入させた後、埋戻し復旧作業を行う。

## （汚染土処理方法の注意点）

- (1) 別添 1 より汚染面積 52 m<sup>2</sup>であり、汚染深度を 0.7m と仮定すると、汚染土量は約 37 m<sup>3</sup>と推定されるため、汚染土量の解消のために必要な量の有機生分解性粉末油吸着材を使用すること。
- (2) 有機生分解性粉末油吸着材は別添 2「オイルスポンジ」を使用すること。又、土粒子から油分を剥がすために油除去剤（油とりクリーナー）も使用すること。
- (3) 汚染土の浄化は原位置での作業とし、作業は天井付の囲いの中で攪拌作業を行うこと。

- 4 履行期間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

## 5 修繕等の現場条件

作業日及び作業時間は委託者と協議の上決定すること。

## 6 一般的事項

### (1) 業務現場の安全管理

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）第 30 条第 2 項の規定に基づき、同法第 30 条第 1 項する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

### (2) 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は修繕業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を順守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生の恐れがある場合は安全を確認し作業を行う。

### (3) 建設副産物対策

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

## 7 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後速やかに完了届（所定様式）、作業報告書、納品書（写し）を委託者に提出するものとする。作業報告書は着手前、作業中、完了の工程及び撤去材の処分先の状況が確認できる写真を添付すること。やむを得ず同時に提出することができない場合は業務担当職員と協議を行うこと。

## 8 負担区分

業務の履行に必要な用具、機材及び資材等は受託者負担とする。

## 9 その他

- (1) 本業務の内容や修繕施工部分及び業務仕様書等に疑義がある場合、この仕様に定めがない事項がある場合は、速やかに業務担当職員と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- (2) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡をすること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (3) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (4) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。
- (5) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。